

三浦電機株式会社
「（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム稚内計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成29年3月24日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム稚内計画段階環境配慮書」について、三浦電機株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道稚内市
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大30,000kW前後

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成28年12月26日
環境大臣意見受理	平成29年 3月17日
経済産業大臣意見	平成29年 3月24日

問合せ先：電力安全課 長村、高須賀、岡田
電話03-3501-1742（直通）

三浦電機株式会社「仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム稚
内計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（2）累積的な影響

本事業の事業実施想定区域のほぼ全域が、先行して環境影響評価手続中の別の風力発電事業に係る対象事業実施区域と重複しており、新たな環境影響の発生、環境影響の増加及びそれら環境影響が適切に評価されないことが懸念される。このため、当該先行事業の事業者と相互に情報共有を行い、そこで得られた情報を踏まえ、対象事業実施区域を含め、実現可能な事業の内容を協議・調整した上で、方法書に記載すること。

さらに、事業実施想定区域の周辺においても、上記事業とは別の複数の風力発電事業が先行して環境影響評価手続中であることから、生活環境及び自然環境への累積的な影響が特に懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報を収集するとともに、先行する他事業者に対し情報共有を求めること等により、累積的な影響の予測及び評価に必要な情報を収集すること。また、先行する他事業者との情報共有・調整の仕組みの整備に努めるとともに、有識者及び関係機関等との協議・相談の方法を整えた上で、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を含む事業計画を検討すること。

（3）事業計画の見直し

1.（2）及び2.（1）から（6）により、累積的な影響も踏まえた予測及び評価の結果、騒音等及び風車の影に係る環境影響並びに動植物、生態系及び景観に対する影響

を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 方法書以降の環境影響評価図書の作成

事業実施想定区域の設定に当たり、法令上の配慮事項及び環境上の配慮事項等を踏まえて絞り込みを行っているが、例えば稚内市風力発電施設建設ガイドライン（平成15年4月改定）との関係等、その設定に至った検討過程の説明が不十分である。

このため、方法書以降の環境影響評価図書の作成に当たっては、必要に応じて専門家等からの指導・助言を得るとともに、稚内市等の関係機関との協議・調整を十分に行うことで透明性及び客観性を確保した上で、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討の経緯等について、その客観的な根拠となる情報も含めて、適切に記載すること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について、累積的な影響も踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討

に当たっては、住居等への影響について、累積的な影響も踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、ラムサール条約湿地であるサロベツ原野及び北海道指定鳥獣保護区に指定された声間大沼等、渡り鳥の集団渡来地となる湖沼等が存在しており、春季・秋季の渡りの時期にはガン・カモ類及びハクチョウ類の渡り並びに中継地周辺での採餌行動が確認されているほか、当該区域の周辺はオジロワシ及びチュウヒ等の希少猛禽類の生息地となっている。また、周辺では他事業者による複数の風力発電事業が先行して環境影響評価手続中であるが、これらの他事業者による風力発電設備が設置され、本事業の事業実施想定区域がこれら鳥類の残された生息地及び移動経路となる場合、本事業の実施による影響が極めて大きなものとなる可能性があり、重大な影響が懸念される。

このため、鳥類の飛翔図等の累積的な影響の予測及び評価に必要となる情報について、環境影響評価図書等の公開情報を収集するとともに、先行する他事業者に対し情報共有を求め、それらの情報を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するため、以下を踏まえて風力発電設備等の配置等を検討すること。なお、今後、稼働制限等の環境保全措置を検討する場合には、先行事業者が設置する協議会の結果を活用するとともに、今後の適切な事業実施を見据えて、当該協議会の枠組みの活用の可能性も検討すること。

- ① ガン・カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥については、専門家等からの助言を踏まえ、高度も含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう、適切な時期・時間帯、回数、区域及び調査方法により調査を実施し、渡りの経路及び餌場への移動経路を明らかにした上で、主な経路を避けるとともに可能な限り距離を確保すること。
- ② オジロワシ及びチュウヒ等の希少猛禽類については、専門家等からの助言を踏まえ、営巣地、ねぐら及び餌場等の利用範囲並びに移動経路を調査し、それらの範囲や主な移動経路を避けるとともに可能な限り距離を確保すること。

(4) 動物（鳥類を除く。）に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、希少なコウモリ等の哺乳類、エゾサンショウウオ等の両生類、コモチカナヘビ等の爬虫類、エゾホトケドジョウ及びイトウ等の魚類等重要な動物が生息しており、本事業の実施により、これらの重要な動物への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な動物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。そして、その結果を踏まえ、重要な動物の生息地の改変を回避又は極力低減するとともに可能な限り距離を確保すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査（特定植物群落調査）における特定植物群落及び第6・7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生並びに森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林がまとまって存在するなど豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により特定植物群落及び自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境のまとまりの分断を回避するとともに、改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺は利尻礼文サロベツ国立公園に指定されているほか、多数の主要な眺望点及び景観資源が存在しており、本事業の実施により、これらの重要な眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、利尻礼文サロベツ国立公園の管理者及び関係自治体の意見を踏まえた上で、必要に応じて専門家や利用者等の意見を踏まえること。